

玄海町起業支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 31 日

告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 町長は、新たな起業と雇用を創出し、地域経済の活性化を図るため、町内において起業する新規創業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、玄海町補助金等交付規則（令和 5 年玄海町規則第 2 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な施設をいう。
- (2) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条に規定する開業の届出により新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
 - ウ 事業を営んでいる事業者が現在経営している業種と異なる業種の事業を開始する場合
- (3) 補助事業者 町内において前号に掲げる起業を行う個人、法人をいう。
- (4) 新築 更地に事業所を建設する場合及び既存建物の全部を解体し、現在地に事業所を建設する場合をいう。
- (5) 増改築 既存建物の面積を増加させる場合(既存建物の一部解体及び改修を含む。)をいう。
- (6) 改修 事業所の内部又は外部を改修する場合をいう。

(交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 玄海町産業立地促進条例（平成 20 年玄海町条例 23 号）に基づく奨励措置を受けていない者
- (2) 起業する事業が玄海町産業立地促進条例施行規則（平成 20 年玄海町規則第 19 号）第 5 条第 2 号に掲げる業種に該当すること。
- (3) 町内に事業所を設置する者
- (4) 町内に住所を有する者又は第 9 条に規定する営業開始届の営業開始の日の前日までに町内に住所を有する者
- (5) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがない者で、公的な支援を行うことが適当と認められること。

- (6) 唐津上場商工会の指導を受けた事業計画を持ち、十分な調査計画に基づく計画性がある者で、継続発展することが見込まれる事業を起業する者
- (7) 町長が適当と判断した者
- (8) 他の者が行っていた事業を引き継いで行う者でないこと。
- (9) 玄海町暴力団排除条例(平成 24 年玄海町条例第 1 号)に定める暴力団に関係していないこと。
- (10) 申請年度内に完了する事業であること。
- (11) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号に該当する子会社でないこと。

(交付の対象経費及び補助率)

第 4 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとし、同表に掲げる限度額を上限として補助金を交付する。ただし、算定する補助金は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する経費から、国、佐賀県、その他公共団体等からの補助金、交付金等による収入額及び次の各号に掲げる費用を除くものとする。

- (1) 住居として使用する部分に係る費用
- (2) 車庫として使用する部分に係る費用
- (3) 店舗前舗装、駐車場、庭、花壇等の外構工事に係る費用

(補助金の交付申請)

第 5 条 規則第 3 条に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号とし、事業着手前に、起業支援事業計画書(様式第 2 号)及び必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の 20 %以内の金額の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。

2 前項第 2 号の規定により、町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 3 号とする。

(実績報告)

第 7 条 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、様式第 4 号のとおりとする。

(補助金の交付)

第 8 条 この補助金は、精算払で交付するものとする。

2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 5 号のとおりとする。

(営業等の開始の届出)

第 9 条 補助事業者は、当該事業所による営業等を開始したときは、当該営業等の開始の日から 10 日以内に起業支援事業営業開始届(様式第 6 号)により、町長に届け出なければならない。

(補助金等の返還)

第 10 条 町長は、この要綱の適用を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 営業等を開始した日から 5 年以内に当該事業所の営業等を休止、又は廃止したとき。ただし、町長が特にやむを得ないと認めたときを除く。

(営業等の休止等の届出)

第 11 条 補助事業者は、当該事業所の営業等の開始後、5 年以内に当該営業等を休止し、又は廃止したときは、その事由及び休止又は廃止の日を、当該営業等を著しく変更したときは、その事由及び内容を、それぞれ当該事実が生じた日から 10 日以内に、起業支援事業営業休止(廃止・変更)届(様式第 7 号)により、町長に届け出なければならない。

(調査報告)

第 12 条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要な調査を行い、報告を求めることができる。

(営業等の状況の報告)

第 13 条 補助事業者は、当該事業所の営業を開始した日の属する年以降 5 年の間(法人にあっては、当該営業を開始した日の属する事業年度の初日から 5 年に達する日までの間の事業年度)、各年の営業等の状況を、それぞれ当該決算終了後 2 月以内に起業支援事業営業状況報告書(様式第 8 号)により、町長に報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日要綱第 29 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

対象経費	対象者	補助率	上限額
事業所新築費	営業を開始した日から 1 年前以前に町内に住所を有する者。かつ町の指定する企業誘致施設で起業する者	2 分の 1 以内	500 万円
事業所増改築・改修費			
中古事業所購入費	営業を開始した日から 1 年前以前に町内に住所を有する者	4 分の 1 以内	
広告宣伝費（ホームページ作成費含む。）			
起業に要する官公庁申請書に係る経費	町の指定する企業誘致施設で起業する者	4 分の 1 以内	
専門家報酬	上記以外の者	8 分の 1 以内	
事業所の開設に係る設備・備品購入費用（取得価格が 10 万円以上で、資産台帳に計上されるもの。）			